

GAFAsの社会的責任とデジタル税

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

GAFAsに代表される巨大デジタル企業は、そのプラットフォームを通じて、ヒト、モノ、情報、遊休資産などの仲介だけでなく、広く教育やヘルスケアの提供など準公共財と呼べる分野にも進出している。フェイスブックがデジタル通貨リベラの発行を企画するなど、国境を越えてのサービスの提供と独自通貨の組み合わせは、いずれ国家を越える存在になるだろう。

一方で、寡占化に伴う競争制限的な動きや、データ取得・活用に伴うプライバシーの侵害など大きな社会的問題を引き起こしている。また一部の経営者と株主だけを対象とした巨額な利益分配は、資産・所得格差拡大の直接的な原因となる一方で、自らの利益については巧妙な租税回避で税負担を免れている。さらにはウーバーのように運転手の社会保障負担を逃れるビジネスモデルを考案したりと、社会的責任を回避した様々な行動が批判を浴びている。

このような状況の中、OECDで2020年末の合意を目標に進められてきたGAFAsに対する課税の問題は、米国と欧州との意見対立から2021年半ばまで延期され、将来の合意に暗雲を投げかけた。

課税問題の本質は2つ。まず、現行の課税

ルールではデジタルサービスの消費国でデジタル企業の利益に課税ができず、新たなルールが必要だということ。次に、彼らが巨額の利益をタックスヘイブンや軽税率国に移転させて租税負担をせず、公平な競争条件をゆがめているということである。この点については米国もほぼ同じ認識だが、各論になると、GAFAs狙い撃ちはけしからんとなる。OECDの合意を実行に移すには条約改定が必要となるので、米国の合意なしでは話は進まない。

GAFAsの最大被害者は欧州諸国だ。アマゾンエフェクトにより小売業者などに甚大な被害が生じており、対抗手段として英国、フランス、イタリアなどがデジタルサービス税(以下、DST)を導入した。所得税ではなく間接税なので、導入に際して相手国との租税条約を気にする必要はなく、国内立法だけで課税できる。フランスは2019年に導入したが、トランプ政権が米通商法301条に基づく調査を開始し、報復関税をちらつかせてけん制、延期に追い込まれた。しかし民主党バイデン政権に交代することもあり、DSTの徴収を2020年末から開始する。EU委員会も、一度挫折したEU統一DSTの再可決に向けて改正案の模索を始めている。

DSTは万能薬ではない。たしかに間接税であれば相手国の同意はいらない（その場合国内企業も課税になる）のだが、GAFGAがその負担を消費国の顧客に転嫁してしまえば、自分たちの負担にはならない。Googleは2020年11月からオンライン広告に課されるDSTを広告主に転嫁するむねホームページで説明している。アマゾンもDSTを転嫁するようだ。

また、本当に間接税なのだろうかという問題もある。英国のDSTを見ると、納税義務者は、英国のユーザーに対しSNSやマーケットプレイスなどのデジタルサービスを提供している一定規模（全世界売上規模が5億ポンド超で英国内売上が2,500万ポンド超）以上の事業者である。対象売上金額から一定の控除を差し引いて2%の税率で税務当局に登録

して申告納税する。年間税収は3～5億ポンド（420～700億円程度）と見積もられているが、一定の控除があるなどその内容は所得税に類似しており、租税条約の問題を避けるために「間接税」とラベルを替えただけのようにも見える。

GAFGAなど巨大デジタル企業へは、独禁法、プライバシー保護、税制そろっての対応が重要で、欧州を中心に広がるDSTは、わが国にも対応をつき付けている。

筆者が座長を務める「デジタルエコノミーと税制研究会」は、「デジタルエコノミーと税制—デジタル・セーフティネットの構築に向けて」を公表し、本問題に一石を投じているので、ぜひ参照していただきたい（<http://www.japantax.jp/teigen/file/20201118.pdf>）。